

登園許可書

若松すずみ保育園 園長 宛

氏 名 _____ 平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

該当疾患 に○	疾患名	登園のめやす
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
	風疹	発疹が消失していること
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶた化していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱(プール熱) アデノウイルス感染症	発熱・充血などの主症状が消失した後2日経過していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること
	流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	その他の感染性疾患(_____)	

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医師名

印

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可書は、症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

★かかりつけ医の皆様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが1日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可書の記入をお願いします。

★保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出してください。

※「発症・発現・解熱・消失した後0日を経過」とは、発症・解熱などをした日が0日とし、翌日から1日、2日、3日・・・と数えます。ご注意ください。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン 2018年改訂版」より抜粋

※一部「学校保健安全法施行規則」準用

2023年5月改訂

登園届 (保護者記入)

若松すずみ保育園 園長 宛

氏 名 _____ 平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	インフルエンザ A、B	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで * 日数の数え方: 発症日を 0 日、解熱日を 0 日と数える
	*発症日 _____ 月 _____ 日	*解熱日 _____ 月 _____ 日
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで * 日数の数え方: 発症日を 0 日、軽快した日を 0 日と数える
	*発症日 _____ 月 _____ 日	*症状軽快した日 _____ 月 _____ 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間を経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・ア デノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹がかさぶた化していること
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	その他の感染性疾患(_____)	

医療機関名『 _____ 』(_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)に
おいて病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名 _____

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあることを、指します。

※「発症・発現・解熱・消失した後 0 日を経過」とは、発症・解熱などをした日が 0 日とし、翌日から 1 日、2 日、3 日・・・と数えます。ご注意ください。

★保護者の皆様へ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが 1 日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入および提出をお願いします。